

徳島県障害者雇用促進条例(案)の骨子について

1 条例制定における背景と目的

障害者雇用を取り巻く状況は、障害者への理解と関心の高まりにより、改善が見られる一方、まだ多くの障害者が働く場を求めており、障害者雇用は依然として厳しい状況が続いています。

こうした状況を改善するためには、雇用する側はもとより、県民すべてが障害者雇用について理解を深め、働く意欲のある障害者が、その特性や適正に応じて能力を発揮し、働くこと、働き続けることで地域社会の一員となる機会が確保されることが重要です。

障害の有無にかかわらず、誰もが働くことで生き甲斐を感じ、充実した日々を過ごすことができる心豊かな社会を実現するため、県、事業者、県民等が相互の連携と協力のもと、障害者雇用の気運を盛り上げ、県を挙げて取り組むことで、一人でも多くの障害者の雇用の場が確保されることを目指し、条例を制定します。

2 条例案の概要

関係者の役割

県・・・・・・・・関係機関と協力し、障害者の雇用促進への支援を実施する。
事業主・・・・・・・・障害者の特性を理解し、雇用管理や職場環境整備に努める。
事業主団体・・・・事業主への情報提供、助言に努める。
県民・・・・・・・・障害者雇用への理解を深め、施策への協力に努める。

障害者の雇用の促進等に関する計画

障害者の雇用の促進等に向けた取り組みについて、総合的かつ計画的に推進するため、障害者の雇用の促進等に関する計画を定める。

障害者の雇用の促進等に関する施策

【職業的自立に向けた教育の充実】

特別支援学校等に在学する生徒に就労に必要な能力を習得させるための教育の充実を図る。

【職業訓練の充実】

職業に必要な技能、知識を習得させるための職業訓練の充実を図る。

【就業及び生活上の支援】

関係機関と連携し、職業生活における自立を図るための就業及び就業に伴い必要となる生活上の支援に努める。

【障害者支援施設等からの物品の買入れ等】

県自ら率先して障害者支援施設等から物品を買入れ、または役務の提供を受けることに努めるとともに、事業者に対して同様の協力を求める。

【職員の採用】

県は、自ら率先して障害者を採用する。

【啓発活動の実施】

県は、行政及び事業者団体等と協力し、障害者の雇用の促進等に関し、事業者及び県民の理解を深めるため、啓発活動を行う。

【顕彰】

知事は、障害者の雇用の促進等に著しく貢献した事業主の顕彰を行うことができる。